

令和 5 年度

事 業 計 画

埼玉県社会福祉事業団 施設一覧表

令和5年4月1日現在

- | | | | |
|-------------|---------------------------------------|--|--|
| ○ 埼玉県指定管理施設 | 上里学園、おお里、いわつき、嵐山郷、障害者交流センター 5施設 | | |
| | 皆光園歯科診療所、そつか光生園歯科診療所、あさか向陽園歯科診療所 3診療所 | | |
| ○ 北本市指定管理施設 | あすなろ学園 1施設 | | |
| ○ 事業団施設 | 花園、あげお、皆光園、そつか光生園、あさか向陽園 5施設 | | |

(網掛けが指定管理施設)

名称	種別	利用定員(人)			所在地	備考		
		入所	短期入所	通所				
本部事務局		—	—	—	比企郡嵐山町古里 1848			
上里学園	児童養護施設	140	—	—	児玉郡上里町三町 183			
おお里	児童養護施設	116	—	—	熊谷市中恩田 289			
いわつき	児童養護施設	88	—	—	さいたま市岩槻区徳力 206			
	乳児院	9	—	—				
花園	障害者支援施設	110	16	20	深谷市小前田 2691	2か所(11人)		
	グループホーム	—	—	—				
あげお	障害者支援施設	80	14	20	上尾市平塚 820	相談支援事業 3か所(17人)		
	グループホーム	—	—	—				
嵐山郷	福祉型障害児入所施設	25	—	—	比企郡嵐山町古里 1848	療育拠点施設事業 相談支援事業 2か所(22人)		
	障害者支援施設	329	30	—				
	医療型障害児入所施設	60	5	—				
	療養介護事業所							
	障害者歯科診療所	—	—	—				
	グループホーム	—	—	—				
	保育所	—	—	45				
皆光園	障害者支援施設	50	4	—	深谷市人見 1998	聴能訓練		
	デイサービスセンター	—	—	20				
	障害者歯科診療所	—	—	—				
そつか光生園	障害者支援施設	50	7	—	草加市柿木町 1215-1	相談支援事業 聴能訓練		
	地域活動支援センター	—	—	15				
	障害者歯科診療所	—	—	—				
あさか向陽園	障害者支援施設	40	6	40	朝霞市青葉台 1-10-60	就労継続支援B型		
	障害者歯科診療所	—	—	—				
障害者交流センター	身体障害者福祉センターA型	—	—	—	さいたま市浦和区大原 3-10-1			
あすなろ学園	障害福祉サービス事業所	—	—	50	北本市中丸 10-54-2	相談支援事業 生活介護 就労継続支援B型		
合計		1,097	82	210				

令和5年度 埼玉県社会福祉事業団 事業計画

1 本部事務局

本部事務局は、理事会・評議員会の開催、法人全体の事業の進行管理、人事及び財務管理を適切に実施するとともに、各施設に対して適切な運営のための支援を行う。

(1) 理事会・評議員会の開催

理事会及び評議員会を定時及び臨時に開催し、法人運営に関する重要事項を審議、決定する。

ア 理事会

	時 期	主な内容
第1回	6月上旬	令和4年度事業報告及び決算
第2回	10～11月	令和5年度事業報告(半期)
第3回	3月下旬	令和6年度事業計画及び予算

イ 評議員会

	時 期	主な内容
第1回	6月下旬	令和4年度事業報告及び決算
第2回	3月下旬	令和6年度事業計画及び予算

(2) 事業の進行管理

ア 施設長会議の開催

毎月1回、施設長会議を開催し、各施設の利用状況や課題等を把握するとともに、計画的な事業の推進を図る。

イ 巡回指導の実施

各施設を定期的に巡回訪問し、事業の実施状況等を確認するとともに、改善策等を助言する。

ウ 指定管理業務の円滑な実施

県及び北本市の指定管理業務を円滑に実施する。

エ 施設改築

皆光園の改築計画に沿って、施設と連携を図り、新棟建築工事を進める。

(3) 人事管理

ア 職員の確保

積極的な情報発信や採用活動により、優秀な人材の確保に努める。

イ 職員の育成

研修内容の充実や自己啓発支援の取組を進め、高い倫理性と専門性を有する職員の育成を図る。

ウ 能力及び実績本位の人事管理

職員の意欲を引き出せるよう、能力及び実績に基づいた適正な人事管理を行う。

エ 職員の健康管理、福利厚生の充実

柔軟な働き方への取組やワークライフバランス、ハラスメント対策を進め働きやすい職場環境づくりに努める。

(4) 財務管理

ア 計画的な予算執行

各施設の予算執行状況を毎月確認し、計画的な予算執行を図る。

イ コスト削減

物品の一括購入や業務委託等に関する一般競争入札の実施などにより、コスト削減を図る。

ウ 監査の実施

本部事務局による内部監査の他、監事による監査、会計監査人による監査を実施し、財務業務の適正性を確保する。

(5) 施設支援

ア 施設サービスの向上

(ア) 児童養護施設において入所児童の就職や進学支援の取組を効果的に進められるよう、地域の民間企業等との連携を広げるとともに支援マニュアルの改善を図る。

(イ) 障害者支援施設において入所者の高齢化や障害の重度化が進む中で、今後の日中活動のあり方を検討する。

(ウ) 地域共生社会の実現に向け、各施設の機能を活用した取組を推進する。

イ 利用者の権利擁護

利用者の権利擁護と虐待防止を徹底するため、全職員を対象としたセルフチェックを実施し、職員の意識強化を図るとともに、権利擁護に関する研修会を実施する。また、各施設に虐待防止に関する委員会を設置し、虐待防止の取組を推進する。

ウ 危機管理

各施設における事件・事故防止のため、ヒヤリハットの取組を進めるとともに、感染症や災害等の発生を想定した予防措置及び訓練を実施する。

エ 積極的な情報発信

各施設の特色ある活動や先駆的な取組について積極的な情報発信を行う。

2 上里学園

(1) 基本方針

- 法令を遵守し、入所児童が安全で安らぎのある生活が送れるよう支援サービスを提供する。
- ア 児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実
 - イ 心の傷を癒す治療的養護の充実
 - ウ 安心・安全な生活の保障
 - エ 地域との交流・連携の充実

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 被虐待児童や中高生などの高齢児童、障害や疾病のある児童等、手厚い支援を要する児童を積極的に受け入れ、必要な支援を講ずるとともに児童の自立に向けた取組を進める。
- (イ) 児童相談所との連携のもと、一時保護児童の受入れを進め、児童相談所の一時保護所機能を補完する。
- (ウ) 家庭支援専門相談員を中心に、児童相談所との密接な連携により、親子の関係改善、家族の再統合に向け保護者等の相談援助を実施する。
- (エ) 心理療法担当職員を配置し、児童に対し心理療法を実施することで、心理的困難を改善し、安心感・安全感の再形成等を図り、児童の自立を支援する。
- (オ) 児童一人ひとりに合わせた児童自立支援計画を策定し、児童相談所・学校・医療機関等関係機関と連携して児童及び保護者に対して支援を行う。
- (カ) 児童・保護者アンケートや食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (キ) 児童会を定期的に開催し、児童が自ら生活づくりに主体的に関われるように支援する。
- (ク) 意見箱を設置し、児童や家族等からの要望や苦情に適切に対応していく。
- (ケ) 児童の権利擁護・虐待防止に関する研修を実施し、職員の意識啓発を推進するとともに、風通しの良い職場づくりに努める。
- (コ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に応える体制を整える。
- (サ) 小規模グループケア棟開設に伴い、児童一人ひとりの「暮らし」を大切にした支援を推進していく。

イ 地域との共生

- (ア) 関係機関等と連携し、里親支援専門相談員を中心に里親制度の普及啓発活動や里親支援、地域における子育て支援等を実施していく。
- (イ) 業務継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。
- (ウ) 施設行事での交流や地域行事への参加等により、児童が地域の一員として生活できるよう交流を深める。
- (エ) 地域スポーツ少年団へスタッフを派遣し、スポーツ指導を通じて、地域児童の健全育成に貢献する。
- (オ) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 基礎学力を向上させるため、大学等と連携した学習ボランティアによる指導や通塾等の支援を行うとともに、大学等への進学を希望する児童に対して支援の充実を図る。
- (イ) 地域の企業等と連携し、会社見学や職場体験、アルバイト等を行う社会・就労体験事業を行う。
- (ウ) 民間企業OBや地域の経営者等による児童自立サポートーズの協力により就職・進学を支援する。
- (エ) 自立支援担当職員を中心に退所児童を対象としたアフターケアを組織的に実施し、退所後5年間は定期的に状況を確認する。
- (オ) 将来の自活に向け、バランスよく食べるための学習や調理実習等の食に関する教育を行う。
- (カ) 家族宿舎等を活用し、高校生を対象とした自活訓練を行う。
- (キ) ICT・IOTの導入を推進し、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 食育プログラム研修、性教育に係る研修を実施する。
- (ウ) 大学等の外部関係機関との連携による事例検討会を実施する。
- (エ) 外部研修やWeb配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (オ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (カ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、県民や地域住民の福祉に対する理解の促進に努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 県立施設として支援の充実を図るとともに、効率的な運営によるコスト削減に努める。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検等を実施し、児童の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) ホームページ・SNSの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集等を積極的に行っていく。
- (エ) 広報誌「風の子」を年2回発行し、地域などに対して積極的な情報発信を行う。
- (オ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。

3 おお里

(1) 基本方針

- 法令を遵守し、入所児童が安全で安らぎのある生活が送れるよう支援サービスを提供する。
- ア 児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実
 - イ 心の傷を癒す治療的養護の充実
 - ウ 安心・安全な生活の保障
 - エ 地域との交流・連携の充実

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 被虐待児童や中高生などの高齢児童、障害や疾病のある児童等、手厚い支援を要する児童を積極的に受け入れ、必要な支援を講ずるとともに児童の自立に向けた取組を進める。
- (イ) 児童相談所との連携のもと、一時保護児童の受入れを進め、児童相談所の一時保護所機能を補完する。
- (ウ) 家庭支援専門相談員を中心に、児童相談所との密接な連携により、親子の関係改善、家族の再統合に向け保護者等の相談援助を実施する。
- (エ) 心理療法担当職員を配置し、児童に対し心理療法を実施することで、心理的困難を改善し、安心感・安全感の再形成等を図り、児童の自立を支援する。
- (オ) 児童一人ひとりに合わせた児童自立支援計画を策定し、児童相談所・学校・医療機関等関係機関と連携して児童及び保護者に対して支援を行う。
- (カ) 児童・保護者アンケートや食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (キ) 児童会を定期的に開催し、児童が自ら生活づくりに主体的に関わるよう支援する。
- (ク) 意見箱を設置し、児童や家族等からの要望や苦情に適切に対応していく。
- (ケ) 児童の権利擁護・虐待防止に関する研修を実施し、職員の意識啓発を推進するとともに、風通しの良い職場づくりに努める。
- (コ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 関係機関等と連携し、里親支援専門相談員を中心に里親制度の普及啓発活動や里親支援、地域における子育て支援を実施していく。
- (イ) 事業継続計画や水防法に基づく避難確保計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。
- (ウ) 施設行事での交流や地域行事への参加等により、児童が地域の一員として生活できるよう交流を深める。
- (エ) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 基礎学力を向上させるため、大学等と連携した学習ボランティアによる指導や通塾等の支援を行うとともに、大学等への進学を希望する児童に対して支援の充実を図る。
- (イ) 地域の企業等と連携し、会社見学や職場体験、アルバイト等を行う社会・就労体験事業を行う。
- (ウ) 民間企業OBや地域の経営者等による児童自立サポートーズの協力により就職・進学を支援する。
- (エ) 自立支援担当職員を中心に、退所児童を対象としたアフターケアを組織的に実施し、退所後5年間は定期的に状況を確認する。
- (オ) 食育の実践や生活ユニットでの調理、マナー教室を通して心身の健康な成長を促し将来の自活に備える。
- (カ) 親子訓練棟を活用し、高校生を対象とした自活訓練を行う。
- (キ) ICT・IOTの導入を推進し、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 食育プログラム研修、性教育に係る研修を実施する。
- (ウ) 大学等との連携により、県立児童養護施設を含めた他施設との合同研修会を実施する。
- (エ) 医師・心理士・看護師等との情報共有や研修会、事例検討等を実施し、支援技術の向上を図る。
- (オ) 外部研修やWeb配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (カ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (キ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、県民や地域住民の福祉に対する理解の促進に努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 県立施設として支援の充実を図るとともに、効率的な運営によるコスト削減に努める。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検等を実施し、児童の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) ホームページ・SNSの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集等を積極的に行っていく。
- (エ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。

4 いわつき

(1) 基本方針

- 法令を遵守し、入所児童が安全で安らぎのある生活が送れるよう支援サービスを提供する。
- ア 児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実
 - イ 心の傷を癒す治療的養護の充実
 - ウ 安心・安全な生活的保障
 - エ 地域との交流・連携の充実

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 被虐待児童や中高生などの高齢児童、障害や疾病のある児童等、手厚い支援を要する児童を積極的に受け入れ、必要な支援を講ずるとともに児童の自立に向けた取組を進める。
- (イ) 児童相談所との連携のもと、一時保護児童の受入れを進め、児童相談所の一時保護所機能を補完する。
- (ウ) 家庭支援専門相談員を中心に、児童相談所との密接な連携により、親子の関係改善、家族の再統合に向け保護者等の相談援助を実施する。
- (エ) 心理療法担当職員を配置し、児童に対し心理療法を実施することで、心理的困難を改善し、安心感・安全感の再形成等を図ることにより、児童の自立を支援する。
- (オ) 児童一人ひとりに合わせた児童自立支援計画を策定し、児童相談所・学校・医療機関等関係機関と連携して児童及び保護者に対して支援を行う。
- (カ) 児童・保護者アンケートや食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (キ) 児童会を定期的に開催し、児童が自ら生活づくりに主体的に関われるように支援する。
- (ク) 意見箱を設置し、児童や家族等からの要望や苦情に適切に対応していく。
- (ケ) 児童の権利擁護・虐待防止に関する研修を実施し、職員の意識啓発を推進するとともに、風通しの良い職場づくりに努める。
- (コ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に応える体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 関係機関等と連携し、乳児院及び里親支援専門相談員を中心に里親制度の普及啓発活動や里親支援、地域における子育て支援等を実施していく。
- (イ) 事業継続計画や水防法に基づく避難確保計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。
- (ウ) 施設行事での交流や地域行事への参加等により、児童が地域の一員として生活できるよう交流を深める。
- (エ) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 基礎学力を向上させるため、大学生ボランティアや民間学習塾と連携した学習指導や通塾等の支援を行うとともに、大学等への進学を希望する児童に対して支援の充実を図る。
- (イ) 地域の企業等と連携し、会社見学や職場体験、アルバイト等を行う社会・就労体験事業を行う。
- (ウ) 民間企業OBや地域の経営者等による児童自立サポートアーズの協力により就職・進学を支援する。
- (エ) 自立支援担当職員を中心に、退所児童を対象としたアフターケアを組織的に実施し、退所後5年間は定期的に状況を確認する。
- (オ) 将来の自活に向け、バランスよく食べるための学習や調理実習等の食に関する教育を行う。
- (カ) 親子訓練室を活用し、高校生を対象とした自活体験を行う。
- (キ) ICT・IOTの導入を推進し、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 食育プログラム研修、性教育に係る研修、里親に係る研修を実施する。
- (ウ) 県内の6児童養護施設と連携し、情報交換会や合同研修会を実施する。
- (エ) 精神保健の専門医等を助言者とし、事例検討会を実施する。
- (オ) 外部研修やWeb配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (カ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (キ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、県民や地域住民の福祉に対する理解の促進に努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 県立施設として支援の充実を図るとともに、効率的な運営によるコスト削減に努める。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検等を実施し、児童の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) ホームページ・SNSの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集等を積極的に行っていく。
- (エ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。
- (オ) 指定管理の次回指定に向け適切に対応する。